

## ◇企業様向けのご質問と回答◇

### Q1 企業主導型保育園とはどのような保育園ですか？

内閣府主導の公益財団法人児童育成協会より受託された保育園です。大規模保育園や認可保育園と同等の設備を整えた場合に限り、運営が認められています。

### Q2 提携の条件はありますか？

条件はありません。厚生年金に加入されている企業様であれば問題はございません。

### Q3 提携に必要な費用はありますか？

企業様の費用負担はございません。

### Q4 提携後にも費用負担はありますか？

負担は一切ありません。ただし、企業様によっては従業員の負担も考慮し、保育料の一部を助成しているところもございます。

### Q5 従業員のニーズが発生した時点での契約でも大丈夫ですか？

ご契約の時点で空きがあれば大丈夫ですが、運営の都合上、必ずしもご希望に沿えるとは限りません。その旨をご理解いただき、早めのご契約をおすすめします。

### Q6 保育園と事前に提携していたにもかかわらず、従業員の子どもを預かれないことはありますか？

原則、先着順としているため、タイミングによってはお預かりすることができない場合もございます。運営上、常時空きを確保することが難しい状況です。

Q7 正社員とパートタイマーの就労者が在籍している場合、双方で入園を希望しても問題ないですか？

特に問題はございません。

## ◇保護者様向けのご質問と回答◇

Q1 企業主導型保育事業とはなんですか？

待機児童解消のために、平成 28 年度より新たに内閣府主導の外郭団体である公益財団法人 児童育成協会が監督監査する保育園です。SYMPHONY KID 保育園は提携企業様の定員枠に空きがある場合、地域枠として一般のお子様をお預かりすることができます。

Q2 認可保育園と企業主導型保育園の違いはなんですか？

認可保育園は、入園を希望する場合、お住まいの市区町村へ入所申込みを行い、入園調整や決定は市区町村が行います。また利用料は保護者の前年度の収入により決められ、2 人目以降のお子様の利用には減額制度があります。一方、企業主導型保育園は入園に関する調整を保育園が行い、保育料についても児童育成協会の指針でお子様の年齢によって規定があり、入園希望時には就労証明書のみでご利用いただけます。

Q3 どんな人が利用していますか？

会社にお勤めの方、お住まいの市区町村から子ども・子育て支援法第 20 条に定める認定（第 2 号、第 3 号保育認定）を受けている方です。

**Q4 入園対象年齢は？**

0歳児(生後57日)～5歳児(就学前)までになります。

**Q5 入園するにはどのような手続きが必要ですか？**

保育園と保護者との直接契約になります。すでに保育認定を受けている方は、認定証の写しをもって入園資格を確認させていただきます。まだ保育認定を受けていない方は認定を受けていただくか、お勤め先の企業(厚生年金をおさめている企業)に依頼し、保護者双方にて就労証明書をご提出いただきます。

**Q6 保育料の支払方法は？**

現金で直接事務にお支払い頂きます。  
前月分保育料と給食費(3歳児以上のみ)、延長保育料等を計算し、前月末に請求、当月10日までにお支払い頂きます。

**Q7 一時預かりはありますか？**

定員枠がある場合にお預かりできます。お問合せ下さい。

**Q8 保育園と提携している企業で働いていないと子どもを預けることはできませんか？**

勤務先が提携企業以外の場合でもお子様をお預かりできます。一度、ご連絡ください。なお保育認定書が必要になりますので各市町村に申請していただく必要があります。

**Q9 横浜市以外に住んでいても子どもを預けることはできますか？**

横浜市以外に在住の方でも大丈夫です。

**Q10 地域枠で子どもを預けたいのですがどこに申し込めばいいですか？**

まずは保育園に一度ご連絡ください。

**Q11 土曜日や祝日も子どもを預けることができますか？**

就労される場合はお預かりいたします。前月 25 日までに「土曜日・祝日利用申請書」を提出していただきます。

**Q12 見学はできますか？**

12月9日より園のご見学をしていただけます。12月3日より見学予約受付を開始いたしますのでご連絡をいただければと思います。開園後は随時受け付けます。ご予約いただいた上ご来園ください。

**Q13 お弁当ですか、それとも給食ですか？**

SYMPHONY KID 保育園は自園調理を実施しています。栄養士による季節感のあるメニューを用意しています。

**Q14 アレルギー対応はしていただけますか？**

入園前に、保護者の方よりアレルギーに関する内容の確認をとり、医療機関受診の上所定の書類の用意、提出をお願いしております。その内容にそってアレルギー除去食の提供などの対応をしております。

**Q15 保育料以外に必要な費用はありますか？**

3歳児以上の無償化対象者の方は給食費（6,500円）  
その他、19時以降の保育をご利用される場合のみ夕食代  
1食350円、基本保育時間を超えると15分ごとに  
延長保育料300円が発生いたします。

**Q16 慣らし保育の期間はどのくらいですか？**

慣らし保育は、おおむね1週間をめぐりにしています